(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
	平均値	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　試験場（設置場所を除く。第三号及び第四号において同じ。）で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　略］

［削る］

［新設］

(2)　当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	七九・九デシベル（医療用設備にあつては、四八・五デシベル）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　同上］

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	準尖頭値	五〇デシベル
	平均値	四五デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル